

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民年金関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原本町は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

田原本町長

公表日

令和7年12月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関係事務
②事務の概要	<p>国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項の理念に基づき、老齢、障がいまたは死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防ぎ、健全な国民生活の維持、向上に寄与することを目的(国民年金法第1条)とし、そのための必要な給付を行う(同法第2条)制度である。</p> <p>国民年金の事業は国が管掌している(同法第3条)ので、年金給付をはじめ積み立金の運用等一切については、国が責任をもって運営する責務があるが、国民年金の被保険者及び受給権者は多岐にわたっているので適用(加入・喪失)関係、給付関係等事務の一部は田原本町長に委任されている。</p> <p>田原本町が行っている事務は、国民年金第1号被保険者の加入・喪失の届出、任意加入の申出、保険料の免除申請、学生納付特例申請、給付申請、老齢福祉年金や特別障害給付金の諸届出等々を受理し報告する事務並びに年金相談事務などである。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>①各種申請書受理時の申請者の本人確認及び個人番号の真正性確認に利用する。 ②上記に挙げた田原本町の事務において取り扱う情報に対し、日本年金機構の指定により情報の提供を行うために使用する。</p>
③システムの名称	・国民年金システム(基本セット内) ・宛名管理システム(基本セット内) ・EUCシステム(基本セット内)
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表(第九条関係) <別表(第九条関係)における利用範囲の根拠> 上欄(個人番号利用事務実施者)が「厚生労働大臣」の項のうち、下欄(法定事務)に「国民年金法」の対象事務が含まれる項(46の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部 住民保健課
②所属長の役職名	住民保健課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2108
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	田原本町 住民保健課 保険医療年金係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2095
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1,000人以上1万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月10日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月10日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		【別紙参照】		
9. 監査				
実施の有無		[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発				
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策		[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]		
<選択肢>		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】		[十分である]		
判断の根拠		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
		特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 上記のほか、以下の対策を徹底する運用としている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。		
		これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	秘書広報課 広報統計係	広報課 情報発信係	事後	機構改革による
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署	植田知孝	笹岡吉久	事後	人事異動による
平成28年4月1日	対象人数	2014/12/27	2015/12/28	事後	更新
平成28年4月1日	取扱者数	2014/12/27	2015/12/28	事後	更新
平成29年4月1日	対象人数	2015/12/28	2017/3/31	事後	更新
平成29年4月1日	取扱者数	2015/12/28	2017/3/31	事後	更新
平成30年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	田原本町 広報課 情報発信係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890 -1 電話番号 0744-34-2069	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890 -1 電話番号 0744-34-2073	事後	機構改革による
平成30年4月1日	IVリスク対策	—	特定個人情報保護評価書の様式変更による項目追加	事後	更新
令和3年6月21日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890 -1 電話番号 0744-34-2073	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890 -1 電話番号 0744-34-2114	事後	電話番号の変更による
令和3年6月21日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	令和3年6月21日 時点	事後	
令和3年6月21日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	令和3年6月21日 時点	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	住民福祉部 住民保険課	住民環境部 総合窓口課	事後	機構改革による
令和4年6月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	住民保険課長	総合窓口課長	事後	機構改革による
令和4年6月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	田原本町 住民保険課 国保医療・年金係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890 -1 電話番号 0744-34-2097	田原本町 総合窓口課 戸籍住民・年金相談係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890 -1 電話番号 0744-34-2087	事後	機構改革による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月21日 時点	令和4年6月10日 時点	事後	
令和4年6月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月21日 時点	令和4年6月10日 時点	事後	
令和5年6月22日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月10日 時点	令和5年6月22日 時点	事後	
令和5年6月22日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月10日 時点	令和5年6月22日 時点	事後	
令和6年7月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、番号法別表第一の31の項 番号法別表第1の31の項の上覧(実施者)は、厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、給付年金の請求書の受理及び同書の日本年金機構への通知は、田原本町が行うものとされ、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行うため。	番号法第9条第1項、番号法別表の46の項 番号法別表の46の項の実施者は、厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、給付年金の請求書の受理及び同書の日本年金機構への通知は、田原本町が行うものとされ、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行うため。	事後	
令和6年7月12日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890 -1 電話番号 0744-34-2114	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890 -1 電話番号 0744-34-2108	事後	
令和6年7月12日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月22日 時点	令和6年7月10日 時点	事後	
令和6年7月12日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月22日 時点	令和6年7月10日 時点	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム、宛名システム	・国民年金システム(基本セット内) ・宛名管理システム(基本セット内) ・EUCシステム(基本セット内)	事後	更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、番号法別表の46の項 番号法別表の46の項の実施者は、厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、給付年金の請求書の受理及び同書の日本年金機構への通知は、田原本町が行うものとされ、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行うため。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表(第九条関係) ・<別表(第九条関係)における利用範囲の根拠> 上欄(個人番号利用事務実施者)が「厚生労働大臣」の項のうち、下欄(法定事務)に「国民年金法」の対象事務が含まれる項(46の項)	事後	更新
令和7年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	住民環境部 総合窓口課	住民福祉部住民保健課	事後	機構改革による
令和7年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	総合窓口課長	住民保健課長	事後	機構改革による
令和7年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	田原本町 総合窓口課 戸籍住民・年金相談係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2087	田原本町 住民保健課 保険医療年金課係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2095	事後	機構改革による
令和7年6月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	更新
令和7年6月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	更新
令和7年6月1日	IVリスク対策		項目追加	事後	様式の変更による

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書) 評価書番号8 【別紙】

8. 人手を介在させる作業

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か

判断の根拠

- 経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。
 - ①特定個人情報の入手に関する対策
 - ・国民年金システムにおける措置:個人番号カードや本人確認書類の厳格な確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。
 - ・宛名番号や用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。
 - ・複数職員によるチェックや入力結果確認用リストを用いた事後チェックで誤入力を防止している。
 - ②必要な情報以外を入手することを防止する対策
 - ・国民年金システムにおける措置:データベース項目の設計や入力項目の制御を行い、必要な情報以外の登録を防止している。
 - ・複数人による二重チェックを実施している。
 - ③不正な使用を防止する対策
 - ・国民年金システムにおける措置:ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限を行っている。
 - ・住民から入手する場合も届出等の書面を用いて取得し、使用用途を明確にしている。
 - ・府内連携により、移転元から提供されるデータファイルを取り込む方式で、予め決められた情報以外のデータを入手しない仕組みにしている。
 - ④特定個人情報の使用に関する対策
 - ・国民年金システムにおける措置:個人番号利用事務に係るシステム以外からは特定個人情報ファイルを直接参照できないようアクセス制御を行っている。
 - ・府内連携機能側のアクセス制御により業務に不必要的情報にはアクセスできないようにしている。
 - ・アクセス権限の設定により、許可された者以外は個人番号がマスクされた状態で表示している。
 - ⑤ユーザ認証の管理
 - ・国民年金システムにおける措置:二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。
 - ・不正な端末から利用できないよう制御し、アクセス権限がなくなる場合は速やかにユーザIDの失効処理を行っている。
 - ・共用IDの発行を禁止し、個人番号を表示しないことで不正使用のリスクを軽減している。